

# WEL VISION

社会福祉法人の経営と施設の運営の盤石化を目指す季刊情報誌

## CONTENTS

- P.1 はじめに : With コロナ時代の事業運営と次なる報酬改定を見据えて
- P.2~5 制度分析 : 審議会レポートⅠ  
タイトなスケジュールのなか、着々と進む改定議論
- P.6~7 制度分析 : 審議会レポートⅡ  
介護業界再編に向け、大規模化路線が示される
- P.8 コラム : 急ピッチで進む改定議論で浮かぶ「核心」  
…今後は理論武装が勝敗を分ける

### ～はじめに：With コロナ時代の事業運営と次なる報酬改定を見据えて～

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、政府は緊急に補正予算を編成し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による介護施設・事業所等への支援を行いました。

しかしながら、その後も事態は好転せず、7月末には1日あたり感染者数が全国で1,500名を超えるなど、第2波の到来とも言われるひっ迫した状態が続いています。

特に、介護施設・事業所における感染は急速に拡がりつつあります。厚生労働省（以下、厚労省）が公表したデータによれば、8月3日時点における「高齢者福祉施設」でクラスター発生数は66件とされており、それ以降も連日のように報道は続き、留まる気配もありません。

ワクチンの開発はおろか対応策さえまだまだ定まらないなか、私たちは、コロナとの共存が当面続くものと受け止め、介護事業経営を新しい様式へと改めていかなければなりません。予防の徹底から感染可能性の把握、感染発生時の速やかかつ的確な対応までのオペレーションを高い水準で獲得し、維持しなければならない時代です。自治体や医療機関との連携体制のアップデート、衛生用品や防具類の確保に関する基準の見直し、そして何よりも人員確保や配置に関する対応など運営のあり方と、求められる課題は山積しています。

これからの「With コロナ時代」、何よりも必要なものは、先進事例の収集と、必要な財源の確保です。介護業界における情報の価値はますます高まっています。本紙をはじめ弊社の活動を通じ、戦略構築に役立つ情報を豊富にお届けしてまいりますので、ぜひご活用いただきますようお願い申し上げます。

シムウェルマン株式会社  
代表取締役 飯村 芳樹



<審議会レポート1>

# タイトなスケジュールのなか、 着々と進む改定議論

来春に控える令和3年度介護報酬改定に向けて、急ピッチで議論が進められています。厚労省は月2回のペースで社会保障審議会・介護給費分科会（以下、分科会）を開催。コロナ禍で遅れていたスケジュールを取り戻すかのようなスピード感で、12月のとりまとめに向けて着々と論点整理を進めています。

## ■自立支援・重度化防止や介護人材確保に関する論点を提示

6月25日の分科会では、次期介護報酬改定に向けて自立支援・重度化防止、介護人材確保、制度の持続可能性の確保等について議論がされました。

「自立支援・重度化防止の推進」では、「今後、高齢化が進展していく中で、介護保険制度の趣旨を踏まえ、高齢者の尊厳を保持しつつ、自立支援・重度化防止に向けた取組を更に進めていくことが求められる」とした上で、以下の論点を示しました。

### <自立支援・重度化防止の推進の論点>

- 今後、各サービスの法令上の目的や認知症の人を含めた利用者のニーズ、価値判断等を踏まえつつ、介護サービスの質に関する評価をはじめ、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めていく上で、どのような方策が考えられるか。
- 自立支援・重度化防止等を進めるためには、介護関連データを活用しながら取組を進めていくことが重要となるが、▽エビデンスに基づいた介護を実践しつつ、科学的に妥当性のある指標等を現場から収集・蓄積、分析し、分析の成果を現場にフィードバックして更なるエビデンスに基づいた介護の実践に繋げていく循環を創出し、現場・アカデミア等が一体となって科学的裏付けに基づく介護を推進する仕組みを形成していくことが重要であると考えられる、▽介護の場は高齢者等の生活の場でもあることから、生活の視点を重視し、社会参加の状況など生活の中での本人の状態や日中の過ごし方などの情報についても、データの収集・活用を検討することが重要であるとの指摘もあるが、どのような方策が考えられるか。

続く「介護人材の確保・介護現場の革新」では、「今後も高齢化の進展による介護サービス需要の増大、現

役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれる中で、人材の確保・育成、職場への定着や、介護現場の生産性向上を図っていくことが求められる」と指摘。その上で、4つの論点を示しました。

### <介護人材の確保・介護現場の革新の論点>

- 介護職員のやりがいの醸成や処遇改善、雇用管理面や職場環境の改善など引き続き総合的な人材確保の取組を進めていくことが求められるが、介護報酬や人員、運営基準等において、どのような方策が考えられるか。
- 介護ロボットについては、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、「幅広い活用に向けて、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた効果実証や効果的な活用方法の検討を進めるべき」とされている。検証結果も踏まえつつ、その活用の推進に向けてどのような方策が考えられるか。
- 平成30年度介護報酬改定や、令和2年度診療報酬改定の動きを踏まえ、会議や研修等においてICT等を活用し、業務改善を図っていくことが考えられるが、どのような方策が考えられるか。
- 文書量の削減による負担軽減などに向け、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における指摘も踏まえ、報酬請求文書をはじめとする文書の簡素化、標準化、ICT化等について、サービス横断的及び各サービス毎にどのような方策が可能か検討を進めていくこととしてはどうか。

さらに、「制度の安定性・持続可能性の確保」として、2つの論点をあげました。

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を確保する観点から、平成30年度介護報酬改定の審議報告等も踏まえ、どのような方策が考えられるか。
- 今後も、感染症や災害の発生時も含めサービスが安定的・継続的に提供されるようしていくことが必要であるが、介護報酬や人員、運営基準等において、どのような対応が考えられるか。

出席した委員からは、以下のような意見が寄せられました。

#### <自立支援・重度化防止の推進について>

- アウトカム評価は事業者への報酬上のインセンティブとして行い、財源は非実施事業所への減算によって確保すべき。
- 質の評価をストラクチャーからアウトカムにしなければならない。
- QOL 向上や症状の緩和も評価対象にすべき。

#### <介護人材の確保・介護現場の革新>

- 特定処遇改善加算は効果検証した上で、手続きの簡素化や賃金バランスの是正等今後のあり方を議論すべき。
- ロボット・ICT については効果検証の上で横展開を行うべき。
- 保険外サービスと組み合わせて新しいビジネスの仕組みを講じてはどうか。

#### <制度の安定性・持続可能性の確保>

- 今後もコロナ対策必要、補助の上増しなど必要ではないか。
- 感染症対策に関する BCP づくりや研修体制を評価して基本報酬をあげてほしい。
- 取得率の著しく低い加算については要件の見直しなど検討すべき。

### ■GHの夜勤基準緩和、意見分かれる

7月8日に開かれた分科会では、▽定期巡回・随時対応型訪問介護看護、▽夜間対応型訪問介護、▽小規模多機能型居宅介護、▽看護小規模多機能型居宅介護、▽認知症対応型共同生活介護、▽特定施設入居者生活介護などが議題として扱われました。

このなかで、特に注目されたのは、認知症対応型共同生活介護（GH）に関する部分です。

厚労省は、今後も高齢化の進展による GH の需要、重度の要介護者、認知症高齢者の増大や、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれることを踏まえ、以下の論点を提示しました。

- ①都市部や中山間地域等のいかににかかわらずサービスを受けることができるようにする観点
- ②医療ニーズへの対応や在宅支援機能の強化を図る観点
- ③介護人材の有効活用や業務の効率化を図る観点

#### から、どのような方策が考えられるか

そのなかで、1ユニット1名配置とする夜勤の配置基準については是非が問われました。

これまで、GHにおける夜勤については、日本認知症グループホーム協会を中心に、他サービスが2ユニット1夜勤である一方、GHでは1ユニット1名夜勤であることに加え、第三者評価の義務づけがされていることなどから経営の難しさが指摘されていました。

これに対して委員からは、「なぜ GH だけ1ユニット1夜勤なのか、理由を説明せよ」や「スプリングラーが設置されていれば2ユニット1夜勤で良いのでは」という意見がある一方、「基準緩和には安全性が重要」「本来はユニットケアが基本にあるべきで、1ユニット1夜勤が適当」といった緩和反対の意見も出されました。

また、GHとともに、特定施設入居者生活介護についても、看護の配置が困難である実態が指摘され、外部の訪問看護を入れる仕組みを講じるべきとの意見がありました。

厚労省として、ロボット・ICTの導入による人員削減は最大のテーマのひとつ。前回改定で小幅な見直しに留まっただけに、今後の展開が注目されます。

### ■通所介護の加算見直し、中重度対応等の必要性を議論

7月20日には、通所介護、通所リハビリテーション、ショートステイ、福祉用具等をテーマに分科会が開かれました。それぞれの論点は以下の通りです。

#### <通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護><短期入所生活介護>

今後も高齢化の進展による需要の増大や、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれることを踏まえ、

- 都市部や中山間地域等のいかににかかわらずサービスを受けることができるようにする観点
- 人材の有効活用や業務効率化を図る観点
- 質の高いサービスを提供する観点 からどのような方策が考えられるか

#### <療養通所介護>

- 医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の状態やニーズにあわせた質の高い通所サービスを柔

軟に提供していくためにどのような方策が考えられるか。

- 人材確保が課題となる中で、ICTの活用を含む生産性向上、業務負担軽減に向け、どのような方策が考えられるか。

#### <通所リハビリテーション>

- 今後高齢化が進展し医療ニーズを有する高齢者が増加していくことが想定される中、医療ニーズを有する要介護者の生活を支えるサービスとして、通所介護との役割分担や、医師の関与、自立支援の効果的な取組を更に促進していくための方策について、どのように考えるか。
- リハビリテーションの質の評価について、ストラクチャーに加えプロセスやアウトカムによる評価を組みあわせ実施してきているが、今後、自立支援等を更に進めるため、プロセスや、ADLに基づくものも含めたアウトカムによる評価の取組として、どのような方策が考えられるか。
- リハビリテーションの質の担保・向上を図る観点から、生活行為の向上、社会参加の促進、認知症等への対応強化を更に進めるための方策としてどのような対応が考えられるか。
- リハビリテーションと機能訓練の連携や移行をより効率的・効果的に行うため、その基礎となる計画書等の整合や在り方についてどのように考えるか。

#### <短期入所療養介護>

- 短期入所療養介護について、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図る観点から、どのような方策が考えられるか。

#### <福祉用具・住宅改修>

- 福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としていることを踏まえ、利用者へのサービスの質や安全性等の観点から、どのような取組が考えられるか。
- 福祉用具の安全な利用に重要な役割を果たす福祉用具専門相談員について、質の向上・確保にどう取り組んでいくのか。

これらを受けて、出席した委員からは「生活機能向上連携加算の算定率が低いことについて、外部リハ職との連携をしやすい仕組みづくりやガイドラインを示すなどの対応が必要」「リハビリテーションマネジメント加算など、医師が関与する加算は今後も推進すべき」「通所リハについて、利用6か月経ってもサービス終了しない人が6割もいることは問題。一般介護予防など活用して退院後も効果的にリハ提供できる仕組みを進めるべき」「通所リハと通所介護のスムーズな流れをつくっていくべき」「ADL維持等加算について、自立支援や機能の維持に効果認めるが、算定率の低さは問題。労力に見合わない算定要件や単価設定など抜本的な見直しが必要」「外部リハとの個別契約はハードルが高い。単価をあげてインセンティブを」「通所介護やショートステイにおいても看取りや中重度者対応を進めるべき」「通所介護の看護師配置が難しくなっており、ICTの活用による緩和を検討してほしい」「効率化の流れからも、大規模減算は廃止すべき」など、活発に意見が寄せられました。

### ■報酬改定に向けて団体ヒアリングを実施

8月3日の分科会では、令和3年度介護報酬改定に関する関係団体ヒアリングを行いました。資料を提出したのは全国社会福祉法人経営者協議会（経営協）、全国介護事業者連盟（介事連）など13団体。

経営協は、「ウイズコロナ時代においても、社会福祉法人が地域共生社会の実現を牽引する存在であり続けるために」として、「地域共生社会の実現」「2040年への備え・挑戦」を軸に要望事項をとりまとめ、34.9%の特別養護老人ホーム（特養）が赤字であり、感染防止策の徹底が求められるとした上で、基本報酬の増額を求めました。また、約半数の法人が介護職員処遇改善加算の使いづらさをあげていることを指摘、法人裁量の拡充と事務負担の軽減を訴えるとともに、現下の状況を踏まえて「『感染症対策』および『災害支援』に関する加算の創設」を求め、ICTの活用と非常時の備えを万全にすべきとしました。

介事連は、介護給付費分科会で示された4つのテーマ（「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」「制度の安定性・持続性の確保」）に沿って、14項目の要望事項を提示。そのうち「地域包括ケアシステムの推進」では、「介護保険制度のシンプル化、利用者によるサービス

選択の推進」として、制度が複雑化したことにより利用者がサービス選択を自ら判断することが難しくなっている実態を指摘。利用者への事業所情報の開示とサービス判断基準を示し、サービス選択が容易となる仕組みの検討を求めました。

また、「自立支援・重度化防止の推進」では、「ADL維持等加算の単価拡充、算定要件の見直し、他サービスへの展開」を要望。同加算を「アウトカム評価を推進していく試金石」と捉え、大幅に単価を引き上げるとともに、「総数20名以上」「要介護度3以上の者の割合が15%以上」といった算定要件を見直し取得を容易とすること、他サービスにおいても自立支援・重度化防止が推進されるべきとして同加算の対象を拡大することを求めています。

### ■ケアマネジメントのあり方等について議論

8月19日の介護給付費分科会では、日本認知症グループホーム協会などから引き続き事業者団体ヒアリングが行われたことに加えて、訪問介護・看護や居宅介護支援・介護予防支援について議論されました。

特に居宅介護支援・介護予防支援については、これまでも一部有料化やAIの導入、ケアマネジャーの処遇改善など様々な問題提起がされてきたこともあって、注目を集めています。

厚労省が示した論点は、以下の通りです。

高齢化の進展に伴い、居宅介護支援事業所の数、ケアマネジメントの利用者数は年々増加してきている。ケアマネジメントが国民の間に普及・浸透してきている状況もある中で、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）には、医療と介護の連携や地域における多様な資源の活用等の役割をより一層果たすことも期待されている。また、介護予防支援（地域包括支援センター）についても、機能や体制の強化を図ることが求められている。これらを踏まえ、

- 医療をはじめ、多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメントを図る観点
- 医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含めた多様な生活支援が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を推進する観点
- 公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上の観点
- 質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備を図る観点

- 地域包括支援センターについて、機能や体制の強化を図る観点
  - 業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点
- から、どのような方策が考えられるか。

これらに対して委員からは、▽利用者に対する必要性を踏まえ、インフォーマルサービスへの対応についても報酬上評価すべき、▽オンライン・ICT推進を前提とした医療介護連携の仕組みを講じるべき、▽ケアプランに一定の利用者負担を求めるべき、▽予防業務について、地域包括支援センターからの委託を進めるため簡素化と報酬上の評価が必要、▽ケアマネの質は向上してきていることから、担当できる上限人数を見直してほしい、▽ケアマネ事業所は収支がマイナスになっており、養成数も減っているが、報酬設定が適切なのか（報酬増が必要）、▽通院への同行は評価を検討して良いのでは、といった意見が出されました。



### 次期介護報酬改定に向けたスケジュール

ここまでで触れてきたように、コロナ対応で遅れが生じたことにより、次期介護報酬改定の議論は過去に例を見ない急ピッチで進められてきました。

厚労省は、本来であれば3月から夏前にかけて行うはずだった「主な論点についての議論」と「事業者団体ヒアリング」を、6月以来8月末までで倍以上のスピード感をもって進め、秋からの「具体的な方向性の議論」で帳尻を合わせる勢いです。

介護給付費分科会の2巡目では、各論における論点が示されます。1巡目でおおむね出そろったメニューの方向性を定めるため、論理構成など積み上げが図られる期間です。その後、国の予算が大枠定まってくいなかで改定率が年末に示され、年明けから加算等の細かな点数が固まっていきます。

改定議論においては、タイミングが非常に重要です。コロナ禍で従来の枠組みが歪んでいるとは言え、やはり「いつ、どこに、何を言うか」が大きなポイントになることは変わりません。ぜひ現在地を把握した上で全体を俯瞰し、来るべき改定に備えてください。



# 介護業界再編に向け、大規模化路線が示される

## ■社会福祉法人の連携・合併・譲渡に係るガイドライン案を了承

7月15日に開催された社会保障審議会・福祉部会で、社会福祉法人の連携や合併、事業譲渡に関するガイドライン並びにマニュアルの案が示され、了承されました。

冒頭、先の国会で成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（地域共生関連法）のうち、関連する▽地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、▽介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、▽社会福祉連携推進法人制度の創設、について報告が行われました。

加えて厚労省では、先の国会にて衆参両院からの付帯決議を受けて、

- ①養成施設ごとの国家試験合格率を公表する仕組みを新たに実施する。
- ②養成施設の教育の質の向上に係る取組について、必要な経費への財政的支援を行う。
- ③介護福祉士のキャリアモデルの検討を行う。といった対応を進めていくこととしています。

資料では、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン(案)」を提示しました。これは、昨年度の成長戦略フォローアップ(閣議決定)において社会福祉法人の大規模化・協働化が求められたことを受けて、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、経営者向けガイドライン案、実務担当者向けマニュアル案を検討。それをもとにガイドライン案を策定し、パブリックコメントを経て通知していくとしています。

## 社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン(案)の概要

### 事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応</li> <li>○ 一法人では対応が難しい課題への対応(外国人材の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営基盤の強化、事業効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上</li> <li>・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減</li> </ul> </li> <li>○ サービスの質の向上、組織活性化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上</li> <li>・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成</li> </ul> </li> <li>○ 人材育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上</li> <li>・ 外部講師招へし、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併の効果に加え、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続</li> <li>・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等</li> </ul> </li> </ul>

### 合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人所轄庁等への事前相談</li> <li>○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進</li> <li>○ 寄附財産(租税特別措置法関係)や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談</li> </ul>		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き</li> <li>○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き</li> <li>○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成</li> <li>○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を遵守</li> <li>○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施</li> <li>○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者(評議員、理事、監事、職員など)となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意</li> <li>○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討</li> <li>○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討</li> <li>○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消(納付義務)</li> <li>○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還(納付義務)</li> </ul>

ガイドライン案では、事業展開の基本的考え方として、「公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき」と記載。

事業展開全体の効果としては、

- ①新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応
- ②一法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など）

の2点を挙げた上で、法人間連携・合併・事業譲渡等についてそれぞれ以下のように記しました。

<法人間連携>

- 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む

<合併>

**経営基盤の強化、事業効率化**

- 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等
- スケールメリットによる資材調達などのコスト削減

**サービスの質の向上、組織活性化**

- 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上
- 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成

**人材育成**

- 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上
- 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実

<事業譲渡等>

**合併の効果**に加え、

- 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続
- 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等加えて「合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点」では、共通する事項として
- 法人所轄庁等への事前相談

- 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進
- 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談を挙げ、それぞれ個別にもポイントを提示しています。

ガイドライン案について、作成にあたった松原由美・早稲田大学人間科学学術院准教授は、「地域福祉の継続を第一に進めた」と説明。出席した委員からは内容を評価する意見が大勢を占め、厚労省担当者は「当面はガイドラインに沿って運用していく」としています。

これまでも事実上社会福祉法人の合併や事業譲渡は行われており、ようやく“追認”したかたちです。仕組みを整備したいというよりは、事例が増えてきたことと、政府系会議の求めに対応したい厚労省の意図が大きいといえます。



## 社会福祉法人への課税論から、大規模化へシフトした背景

平成 25～26 年頃に佳境を迎えた社会福祉法人への課税論から、5年以上が経過しました。必ず再燃すると言われながら、実情としてはかなり下火になっています。いまなお経済界や民間介護事業者を中心に、イコールフットING論を唱える声は絶えませんが、平成 27 年度介護報酬改定が▲2.27%となるなど、介護事業の収益性が大きく低下したことから、仮に事業税を課したとしてもそれほど財源を確保できないということで、財務省が興味を失ったという経緯があります。

そもそもは社会福祉法人の多額の内部留保が問題視されたことに端を発した出来事でしたが、建て替えなども視野に入れば余剰財産や今後の伸びしろも見込めず、族議員などの猛反発を受けながら敢えて手をつたひめりットに乏しいという判断です。

そこで財務省が考えたのは、いかに介護事業の収益性を高めるかという点でした。その際に効いてくるのが事業の大規模化。効率性を高めて利益を確保させることで、報酬削減の余地を見出したい意向です。

社会福祉法人にとって、「説明のつかない収益が狙われる」というのは変わりませんが、今後は課税論以上に、大規模化に伴う新たな課題を未然に防いでいくことが重要になりそうです。



## 急ピッチで進む改定議論で浮かぶ「核心」 …今後は理論武装が勝敗を分ける

介護給付費分科会での1巡目の議論、関係団体のヒアリングを経て、令和3年度介護報酬改定の論点が絞られてきました。緊急事態宣言下での開催延期や、大規模な補正予算編成をはじめとする新型コロナ対策の影響で審議に遅れが生じ、タイトなスケジュールでの運営になっていることから、例年以上に改定の核心が見えやすい展開になっています。

基本報酬の増または加算創設による感染症対策の増進が見込まれることは前号でも触れましたが、それに加えて、自立支援に資するADL維持等加算や生活機能向上連携加算等の点数・要件見直し。そしてロボット・ICTの導入支援とそれに伴う人員配置見直しは既定路線になったと言えるでしょう。

今後はそれらを報酬に反映させるための論理構成と、改定の「幅」にフォーカスされていきます。「幅」の議論は秋の終わりから来年2月ごろまで集中的にされることとして、介護給付費分科会の2巡目でされる各論審議においては、いかに理論武装をして効果的な建付けを勝ち取るかが業界に問われることとなります。職能団体からは、「医師の関与」や「看護師配置の評価」などが求められていますが、こうした要望事項は、「理論武装」の部分に落とし込まれていきます。ある程度メニューの絞りこみが進んでいる状況で、この折衝が勝負の分かれ目になります。

ほか、介護職員処遇改善加算について法人側の裁量拡充を求める声が比較的多いように感じます。この部分はもともと、報酬とは別に交付金で確保された財源だったのですが、介護報酬アップのための見せ球として本体に組み込まれた経緯があります。ある厚労省OBによれば、「加算は厚労省として、施設・事業所に取り組んでほしいテーマを示すメッセージ」という意味合いがあります。逆の言い方をすれば、法人の裁量に任せない「しぼり」

を部分部分に置くということにもなり、「裁量がない」のは当たり前とも言えます。加えて処遇改善加算は全体の報酬設定に大きく響くため、状況を慎重に読み取っていかなければ、方向性はわかりません。

加えて、AIケアプランの導入などケアマネジメント(ケアマネジャー)の改革が狙上にあがっていますが、その実行には大きな動力が求められます。一部AI化などともかく、抜本的な改革は医療との同時改定となる2024年度に持ち越してはどうかとの見方が出ています。

むしろ、居宅介護支援事業所については、処遇改善を含む報酬増や担当件数の上限見直しをICT導入と絡めて行うなどにより、2024年度改定への下地づくりがされる可能性が強いと言えます。

最後に、通所介護についてはかねてから軽度者向けサービスの総合事業への移行などが噂されています。財政や人口動態から言えば介護保険制度が中重度者にシフトしたものになることは疑う余地もありませんが、今回は大きな変動はなく、次期以降にメスが入ると言われています。今回はあくまで「自立支援」や「中重度者対応」などキーワードが布石として打たれるに留まると目されますが、それだけにそのメッセージを読み取れるかどうか次第で、5年後、10年後の勝敗が分かれるのではないのでしょうか。

本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業首席研究員 天野尊明

t-amano@simwelman.com

 Satisfaction of Innovative Management  
シム・コンサルティンググループ  
シムウェルマン株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 ☎03-5211-2858

～次号からは、弊社ホームページにて情報をお届けしてまいります～

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

